

会議録（１）

会議の名称	平成 28 年度第 3 回飯能市都市計画審議会
開催日時	平成 29 年 1 月 30 日（月） 開会 午後 2 時 00 分 閉会 午後 2 時 30 分
開催場所	飯能市役所本庁舎 5 階 501 会議室
議長氏名	宮下 清栄
出席委員	熊田 俊郎 吉田 勝紀 矢島 巖 町田 智 双木 廣治 武藤 文夫 野田 直人 加涌 弘貴 金子 敏江 大津 力 栗原 義幸
欠席委員	なし
説明者等 出席者氏名	副市長 上 良二 建設部長 天野 佳洋 建設部参事兼まちづくり推進課長 粕谷 平蔵 産業環境部参事兼産業振興課長 大野 悟
傍聴者の数	なし
会議次第	別紙のとおり
配布資料	別紙のとおり
事務局職員 職 氏 名	建設部まちづくり推進課 副参事 駒井 満 建設部まちづくり推進課 副参事 吉田 昌弘 建設部まちづくり推進課 主 任 小見山 亮 産業環境部産業振興課 主 幹 斉藤 昌幸 産業環境部産業振興課 主事補 森 孝史

会議録（３）

発 言 者	発 言 内 容
副参事	(14:00 開会)
	お待たせいたしました。本日の出席委員は12名でございます。都市計画審議会条例第7条第2項の規定に基づく定足数1/2に達しておりますので、只今から都市計画審議会を開会させていただきます。本日の議事案件につきましては、公開対象としておりますのでご承知おき願います。
副市長 副参事	開会にあたりまして、副市長からご挨拶を申し上げます。 (挨拶)
	ありがとうございました。 続きまして、会長からご挨拶を頂戴します。
会 長 副参事	(挨拶)
	ありがとうございました。 (会長の挨拶の後、副市長退席)
議 長	資料の確認をさせていただきます。 (別添資料の確認)
	飯能市都市計画審議会条例第7条第1項により、会長に議長をお願いいたします。
	議事に入らせていただきます。
	本日の署名委員に吉田委員、金子委員を指名します。
	議事第1号「飯能市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第5条第1項第1号に基づく区域の指定について(報告)」を議題とします。事務局から説明願います。
	資料に基づき説明(区域指定の条件について説明)
	条例第5条第1項第1号では市町村の基本構想に基づいて指定した土地の区域、つまり、市街化調整区域で産業系の土地利用が可能な区域として、市では特定施設誘導地域として指定した区域内で行う開発行為を規定しております。
	市では、この区域を定めるための基準として、県の指定運用方針を参考にして、飯能市の指定運用方針を定めております。
	指定運用方針で指定できる施設は流通業務・工業施設、商業施設となっています。都市計画法施行令第29条の9の規定に基づく土地の区域の他、別紙1の土地は区域に含まないことになっています。
	区域の指定に際し、別紙2の内容が記載された「土地利用に関する計画」を策定することになっています。市長が指定する区域は、別紙3の基準に基づき指定します。指定の面積は20ha未満となっておりますが、指定した区域の80%以上が利用され、流通業務・工業施設の場合は市街化区域のうち工業地域、商業施設の場合は、市街化区域の商業系用途の地域が80%以上の土地利用がされている場合、20ha

会議録（３）

発 言 者	発 言 内 容
建設部参事	以上の区域を指定することが可能です。ただし、既に指定している区域の未利用地と新たに指定する区域の合計が20ha未満である必要がございます。
産業環境部参事	資料に基づき説明（区域指定の理由について説明） 飯能市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第5条第1項第1号に基づき、特定施設誘導地域を追加指定します。 場所は資料1-2のD地区、約13.7haであり、流通業務・工業施設の区域指定を考えています。 現在、市街化区域の工業地域の面積175.7haの内、土地利用面積が165.9haで利用割合は94%となっています。市街化調整区域では、精明東部地区の特定施設誘導地域の指定面積23.6haの内、利用面積が22.58haで利用割合は95%となっています。また、指定済の未利用地が約1ha、追加指定の面積が約13.7haであり合計20ha未満のため指定区域面積の要件を満たしています。 また、D地区は県道日高狭山線、幅員12mの沿道に位置しており指定道路の要件も満たしております。排水、上水についても、それぞれ管理者との協議が整っています。 周囲の土地利用状況などから区域指定を行ったとしても市街化を促進するおそれもなく、指定運用方針を満たしていることから、追加指定区域としてD地区を選定するものです。
建設部参事	今後の指定に関するスケジュールを説明 2月7日の全員協議会に報告し、5月開催予定の県開発審査会へ報告後、必要な手続きを行い、区域を指定する予定です。 説明は以上です。
議 長 委 員 建設部参事	説明は以上ですが、ご質問等ございますか。 区域指定について、市の関わり方はどのようになっていますか。 区域の指定は市が行います。指定後の造成、開発は民間企業が行います。また、企業誘致に関しては産業振興課が窓口になり進めていきます。
議 長	他にご質問等はございますか。 無いようでしたら、議題第2号「飯能市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の改正について(報告)」を議題とします。
建設部参事	事務局から説明願います。 資料に基づき説明 農のある暮らし飯能住まいに関連する開発行為については、都市計画法の規定に基づき県の開発審査会の議を経る必要があります。開発許可するまでに相当期間がかかります。このため、飯能住まいに関連する開発行為について、市街化調整区域における開発行為の基準

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
建設部参事	<p>として条例に定めることにより、県の開発審査会の議を経ず開発許可をすることができるよう改正するものです。</p> <p>条例改正は3月議会に提案し、議決後、即日施行の予定です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明は以上ですが、ご質問等ございますか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議 長	<p>無いようでしたら、議題第3号「飯能都市計画整備、開発及び保全の方針の変更(県決定)並びに飯能都市計画区域区分の変更(県決定)について(報告)」を議題とします。</p> <p>事務局から説明願います。</p>
建設部参事	<p>資料に基づき説明</p> <p>飯能都市計画整備、開発及び保全の方針の変更並びに飯能都市計画区域区分の変更については、県決定の都市計画です。</p> <p>前回の都市計画審議会において、県からの意見照会に対し、市では「意見なし」として回答する旨、報告をしました。1月27日に変更について告示されましたので報告します。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明は以上ですが、ご質問等ございますか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議 長	<p>無いようでしたら、以上で議事を終了とし進行を事務局へお返しします。ありがとうございました。</p>
副参事	<p>ありがとうございました。</p> <p>次第4、その他について事務局から報告がございます。</p> <p>本年度、飯能市では第5次総合振興計画がスタートしたことを受け、都市計画マスタープランの改訂をしております。</p> <p>改訂案は2月中旬にパブリックコメントを実施し、3月に入り都市計画審議会へ報告する予定です。そのため、4回目の都市計画審議会を3月中旬に開催する予定です。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>事務局からの報告は以上ですが、委員の皆様から何かございますか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
副参事	<p>無いようですので、以上で本日の会議を終了させていただきます。</p> <p>閉会にあたり、建設部長からご挨拶を申し上げます。</p>
部 長	<p>(挨拶)</p>
副参事	<p>ありがとうございました。以上をもちまして、会議の全てを終了とさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しい中、ありがとうございました。</p> <p>(14:30 閉会)</p>

議事の内容・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

平成 年 月 日

署名 _____

署名 _____